

託送供給約款の燃料費調整に関する変更申請について

平成21年3月3日
北陸電力株式会社

当社は、託送供給約款で定めている負荷変動対応電力料金（インバランス料金）の燃料費調整の方法を変更することとし、本日、経済産業大臣に対し託送供給の特例承認¹を申請いたしましたので、お知らせいたします。

本年1月の総合資源エネルギー調査会第35回電気事業分科会において、小売規制部門における燃料費調整制度の見直しが行われ、その内容を反映し経済産業省令が改正（平成21年2月26日付）されました。

これを受けて、当社は、速やかに託送供給約款で定めている負荷変動対応電力料金（インバランス料金）の燃料費調整の方法を変更するため、本日、経済産業大臣に対し託送供給の特例承認を申請いたしました。

主な変更内容は次のとおりです。

- ・ 燃料価格のインバランス料金への反映までの期間を1ヶ月短縮。
- ・ 燃料価格の変動をインバランス料金に毎月反映。
- ・ 燃料費調整を行わない範囲の廃止。

なお、変更に伴い、平成20年10月から平成21年1月の燃料価格変動の一部が燃料費調整に反映されなくなるため、小売規制部門と同様に、未反映分については平成21年5月分から平成22年3月分の燃料費調整単価に上乗せする経過措置を合わせて申請しております。

以上

1 託送供給の特例承認

電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づき、特別の事情がある場合、経済産業大臣の承認を受けて、託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うこと。